

**和泉市立学校給食調理等業務委託(その2)に関する
公募型プロポーザル実施要領(令和6年度版)**

令和6年6月

和泉市教育委員会

目次

1	業務の概要	3
2	応募に関する事項	4
3	プロポーザルの概要	7
4	企画提案参加意思表明書	8
5	委託対象校の給食施設の見学	8
6	質疑応答	9
7	企画提案参加申込書	9
8	企画提案参加の辞退	10
9	選定方法及び選定基準	10
10	結果公表	11
11	留意事項	12

1 業務の概要

(1) 委託業務名

和泉市立学校給食調理等業務委託（その2）

(2) 目的

この要領は、和泉市立学校給食調理業務を委託するにあたり、事業者から「業務遂行管理業務」、「食材等の検収・保管及び保存食管理業務」、「調理作業業務」、「給食施設・厨房機器等及び消耗品使用管理業務」等の委託業務について具体的な企画提案を受け、安全・安心な学校給食を提供できる最適な委託事業者をそれぞれの学校ごとに選定することを目的とする。

(3) 契約予定月及び履行期間等

契約予定月：令和6年9月下旬

契約方法：プロポーザル方式による随意契約

契約期間：契約締結日から令和10年3月31日

履行期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（必要に応じて、履行期間前に履行準備行為を実施するものとする。）

(4) 業務内容

別紙、「和泉市立学校給食調理等業務委託（その2） 仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照

(5) 委託対象校、履行場所、厨房方式及び調理食数等

※なお、各委託対象校における給食実施日数の1割程度の増減は変更契約の対象としない。

《中学校》

①名称：和泉市立和泉中学校

施設の所在地：和泉市伯太町一丁目2番1号

施設の概要：機器等配置図面参照（別紙、配布資料）

厨房方式：ドライシステム調理場

調理食数：毎年度約980食程度／日（内、食物アレルギー対応必要数約15食）

給食実施日数：各年度、190日程度

②名称：和泉市立石尾中学校

施設の所在地：和泉市万町930番地

施設の概要：機器等配置図面参照（別紙、配布資料）

厨房方式：ドライシステム調理場

調理食数：毎年度約750食程度／日（内、食物アレルギー対応必要数約10食）

給食実施日数：各年度、190日程度

(6) 提案上限額（消費税及び地方消費税は除く。）

①和泉市立和泉中学校

提案上限総額：90,282,000円／3年

令和7年度提案上限額：28,693,000円／年

令和8年度提案上限額：30,117,000円／年

令和9年度提案上限額：31,472,000円／年

②和泉市立石尾中学校

提案上限総額：72,631,000円／3年

令和7年度提案上限額：23,076,000円／年

令和8年度提案上限額：24,241,000円／年

令和9年度提案上限額：25,314,000円／年

(7) 支払い方法

学期終了後一括払い（学期終了後、受託者から業務委託完了報告書等の提出を受け、委託者による検査に合格後、受託者の請求により支払う。）

(8) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、和泉市財務規則第104条第3号又は第4号に該当する場合は契約保証金を免除する。

2 応募に関する事項

※企画提案参加意思表明書提出時点で次の全てに該当すること。

(1) 応募者の資格

- ① 和泉市令和6・7年度入札参加資格審査申請において役務提供他の大分類62 給食・配膳小分類1 調理・配膳作業に登録されていること。または、入札参加資格を有していない場合は企画提案参加意思表明書を提出する際に以下の書類(各種証明書は発行日より3ヶ月以内)を提出すること。ただし、内容確認を受けること。

- a 印鑑登録証明証 ※写し
- b 商業登記簿謄本（登記事項証明書）※写し
- c 決算報告書一式（貸借対照表及び損益計算書）※写し（直近1年分）
- d 国税の納税証明書「その3の3」※写し
- e 市税の納税証明書 ※本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ
- f 委任状（受任者をたてる場合）
- g 使用印鑑届
- h 暴力団排除に関する誓約書

※国税の未納がないこと。また、本店・支店・営業所が和泉市に存する場合は、市税の未納

がないこと。

- ② 学校給食施設(デリバリー方式の施設は含まない。)での調理業務実績が5年以上あること。
- ③ 大阪府の区域内に本店又は営業所等を有していること。
- ④ 令和3年4月1日以降、大阪府内で受託している特定給食施設(1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設)及び学校給食施設(デリバリー方式の施設は含まない。)において、食中毒事故等の行政処分等(営業停止等)を受けていないこと。
- ⑤ 「ドライシステム」での契約実績があること。
- ⑥ 食物アレルギー等への対応について、市が作成した「和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき個別対応食等への対応能力を有していること。
- ⑦ 支払限度額が1事故あたり1億円以上の賠償責任保険(PL法に基づく)に加入しており、本業務に対応していること。
- ⑧ 従事者に対する安全・衛生教育が徹底され、かつ、「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」、「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」、市が作成した「和泉市学校給食の衛生管理」に適合した衛生管理マニュアルを自社において作成し、これに基づき調理業務を行なうことができること。
- ⑨ 契約締結までに履行保証人を立てること。なお、履行保証人の要件については、令和3年4月1日以降、大阪府内で受託している特定給食施設(1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設)及び学校給食施設(デリバリー方式の施設は含まない。)において、食中毒事故等の行政処分等(営業停止等)の処分を受けていないこと及び上記①～⑧及び下記⑩～⑰の各項目を満たしていること。
- ⑩ 本実施要領に係る履行場所である給食施設の営業に係る一切の許可等を関係機関にて必ず、本業務開始までに取得することができること。
- ⑪ 業務受託後、市の指定する日に保護者等を対象とした試食会を行うことができること。(3回程度/年)なお、試食会に係る食材費及び光熱水費については、市が負担する。
- ⑫ 本業務開始前に市が指定する学校及び日に、保護者等を対象とした事前試食会を行うことができること。なお、事前試食会に係る食材費等(100人分程度)については、受託事業者の負担とすること。ただし、調理に係る光熱水費については、市が負担する。なお、試食会における調理作業を行う者については、原則4月より当該校で勤務する者が行うものとする。
- ⑬ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- ⑭ 会社更生法、民事再生法等による更生又は再生手続き開始の申立ての事実がない者。
- ⑮ 大阪府で法令違反による参加停止措置、又は、市において入札参加資格指名停止措置または、指名回避措置を受けていない者。
- ⑯ 過去10年間において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は和泉市暴力団排除条例(平成24年和泉市条例第1号)第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行わない団体。
- ⑰ 別紙、仕様書に基づく業務が確実に遂行できること。

(2) 失格事項

企画提案事業者が次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合。
- ② 実施要領に定める事項に違反した場合。
- ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- ④ 実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触した事実が認められた場合。
- ⑤ 正当な理由なく選定方法に応じなかった場合。
- ⑥ 参加表明から契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合。
- ⑦ 提案価格が提案上限総額の90%未満、又は、提案上限総額を超える金額を提出した場合。
- ⑧ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合。

3 プロポーザルの概要

(1) スケジュール

	項目	期限等
1	●公表・「企画提案参加意思表明書（様式第1号）」及び添付資料の提出（応募に関する事項に関する確認）	令和6年6月12日（水）～ 令和6年6月21日（金）
2	●委託対象校の給食施設の見学	令和6年6月24日（月）～ 令和6年6月27日（木）予定
3	●「実施要領」及び「仕様書」に関する質問書（様式第3号）の提出	令和6年6月24日（月）～ 令和6年7月3日（水）正午
4	●「実施要領」及び「仕様書」に関する質問に対する回答（メール）	令和6年7月9日（火）
5	●企画提案参加申込書（様式第8号）及び添付資料の提出	令和6年7月10日（水）～ 令和6年7月18日（木）
6	●第1回 事業者選定委員会（第一次審査 実施体制計画、見積書、受託実績に関する審査）	令和6年7月25日（木）予定
7	●第一次審査（実施体制計画、見積書、受託実績に関する審査）結果及び第2回事業者選定委員会開催日時通知（メール）	令和6年8月1日（木）
8	●第2回 事業者選定委員会（第二次審査 プレゼンテーション）	令和6年8月21日（水）予定
9	●第二次審査（プレゼンテーション）結果通知	令和6年8月27日（火）予定
10	●第二次審査（プレゼンテーション）結果HP掲載	令和6年9月3日（火）予定
11	●契約締結	令和6年9月下旬予定

●企画提案参加辞退書（様式第2号）の提出：第2回事業者選定委員会前日まで

(2) 各書類の提出先（事務局）

〒594-8501

住 所：大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

事務局：和泉市教育委員会 教育・こども部 学校園管理室（5階）

TEL：0725-99-8230（直通） FAX：0725-43-5220

4 企画提案参加意思表明書

本プロポーザルに参加の意思がある事業者は、次のとおり企画提案参加意思表明書を事務局まで提出してください。

(1) 提出書類：

- ①企画提案参加意思表明書（様式第1号）
 - ②会社概要（様式第4号）
 - ③応募者の資格・欠格事項確認書（様式第6号）
 - ④学校給食調理等業務委託受託実績（様式第7号）
 - ⑤賠償責任保険（PL法に基づく）に加入していることを証する書類
 - ⑥印鑑登録証明書 ※写し
 - ⑦商業登記簿謄本（登記事項証明書）※写し
 - ⑧決算報告書一式（貸借対照表及び損益計算書）※写し（直近1年分）
 - ⑨国税の納税証明書「その3の3」※写し
 - ⑩市税の納税証明書 ※本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ
 - ⑪委任状 ※受任者をたてる場合（様式第15号）
 - ⑫使用印鑑届（様式第16号）
 - ⑬暴力団排除に関する誓約書（様式第17号）
- ※入札参加資格を有していない場合は、⑥～⑬の書類を提出すること。

(2) 提出部数：各1部

(3) 提出方法：持参または郵送（期限内必着に限る）

※郵送の場合は書留又は簡易書留とする。

(4) 提出先：和泉市教育委員会 教育・こども部学校園管理室（5階）

(5) 受付期間：令和6年6月12日（水）から令和6年6月21日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(6) 受付時間：午前9時00分から午後5時15分まで

5 委託対象校の給食施設の見学

企画提案参加意思表明書の提出を行った事業者で、受託希望校の給食施設の見学を希望する場合は、その旨を企画提案参加意思表明書に記入のうえ、提出してください。見学日時等は本市より指定し、連絡します。また、質疑事項については、下記「6 質疑回答」により提出するものとします。

(1) 見学期間：令和6年6月24日（月）から令和6年6月27日（木）まで

(2) 見学時間：午後3時30分から午後5時15分まで

6 質疑回答

「実施要領」及び「仕様書」に関して質問の有無に関わらず、次のとおり質問書を事務局まで提出してください。受け付けた質問は、取りまとめを行い、企画提案参加意思表明書の提出（企画提案意思参加辞退書の提出のあった事業者は除く。）のあった全ての事業者に回答いたします。（回答には会社名等は表示しません）

なお、質問書の提出期間外での質問は受け付けません。

- (1) 提出書類：実施要領及び仕様書に関する質問書（様式第3号）
- (2) 提出方法：メール
- (3) 受付期間：令和6年6月24日（月）から令和6年7月3日（水）正午まで
- (4) 回答日：令和6年7月9日（火）
- (5) 回答方法：メール

7 企画提案参加申込書

企画提案参加意思表明書を提出した事業者（参加辞退書提出者は除く。）は、次のとおり、企画提案参加申込書に関係書類を添付し、事務局まで提出してください。提出の際は各校ごとに提出してください。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案参加申込書（様式第8号）
 - ② 見積書（様式第9号）

見積総額は仕様書等を基に委託対象校の年度ごとの提案上限総額（消費税及び地方消費税は除く。）を超えないこと。また、見積書には、人件費、被服費、消耗品費、事務費等の年度ごとの詳細な積算内訳書（様式は任意）を添付すること。

なお、見積書は、受託を希望する学校ごとに提出すること。
 - ③ 実施体制計画（様式第10号）

実施体制計画は、受託を希望する学校ごとに提出すること。
 - ④ 企画提案書（様式第11号）
 - ⑤ 自社の衛生管理マニュアル（学校給食衛生管理基準及び本市が作成した「和泉市学校給食の衛生管理」に適合していること。）
 - ⑥ 食物アレルギー対応における作業工程表及び動線図のシミュレーションしたものを提出すること。作業工程表については、受託を希望する学校の配置予定人数（提出書類【様式第10号】実施体制計画の人数）で記載すること。（プレゼンテーション当日に説明を行っていただきます。）（様式第12号、様式第13号・14号）

献立メニューは、ハヤシライス、三色ナムルとする。（別紙、調理指示書に基づく。）
- (2) 提出部数：企画提案参加申込書：1部
見積書：1部（正本）
実施体制計画：1部（正本）
企画提案書：20部（正本1部 副本19部）

自社の衛生管理マニュアル：20部（正本1部 副本19部）

食物アレルギー対応における作業工程及び動線図：20部（正本1部 副本19部）

※1部ごとにA4版フラットファイルに綴じて提出すること。

(3) 提出方法：持参または郵送（期限内必着に限る）

※郵送の場合は書留又は簡易書留とする。

(4) 受付期間：令和6年7月10日（水）から令和6年7月18日（木）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(5) 受付時間：午前9時00分から午後5時15分まで

(6) 提出書類詳細：提出書類については、副本は住所・商号又は名称・使用印は記載及び押印等、社名等が類推できるものは除くこと。

8 企画提案参加の辞退

企画提案参加意思表明書を提出した事業者で、企画提案（プロポーザル）に参加しない場合は、次のとおり、企画提案参加辞退書を事務局まで提出してください。

(1) 提出書類：企画提案参加辞退書（様式第2号）

(2) 提出部数：1部

(3) 提出方法：持参または郵送（期限内必着に限る）

※郵送の場合は書留又は簡易書留とする。

(4) 受付期間：第2回事業者選定委員会の前日まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(5) 受付時間：午前9時00分から午後5時15分まで

9 選考方法及び選定基準

(1) 選考は、1次選考、2次選考の二段階審査方式により行う。

(2) 第一次審査は、提出のあった見積金額、受託実績及び企画提案書（執行体制・衛生管理及び従業員への教育・調理対応等・食育について）に基づき書類審査を行い、4事業者を選考する。応募が4事業者以下の場合は実施しない。

(3) 第二次審査は、選定委員会において、企画提案書等（学校給食に対する基本的な考え方等）に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。なお、プレゼンテーションについて複数校での応募の場合、学校ごとのプレゼンテーションとする。

(4) 第二次審査の価格点を除いた評価点の合計が全体の6割以上であり、かつ、最も高い評価点であった事業者を優先交渉権者とし、契約交渉を行う。優先交渉権者との契約が不成立だった場合は、次点の事業者を優先交渉権者とする。

(5) 最も高い評価点が複数ある場合は、評価項目における「衛生管理（合計点）」、「補充体制」の評価点の順に高かった事業者を優先交渉権者とする。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングでの発言を含む議事録を作成すること。議事録は、優

先交渉権者となった場合に、速やかに提出し和泉市の承認を受けること。優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次点交渉権者が提出することとする。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査における質疑応答の内容についても、提案と企画提案事項とする。

(8) 提案者が1者になった場合も選定を行う。また、提案者がいない場合、プロポーザルは中止する。

① ヒアリング

項目	注意事項
プレゼンテーション ・ヒアリング	企画提案書の説明・食物アレルギーにおける作業工程及び動線図のシミュレーション（プレゼンテーション）を20分以内とし、その後引き続きヒアリング（20分）を実施する。複数校応募の場合、学校ごとの説明・ヒアリングとし、1校につき説明及びヒアリング時間を各10分ずつ追加する。ただし、企画提案参加事業数により説明及びヒアリング時間を変更する場合がある。（第一次審査結果通知の際に別途記載する） ※提出した企画提案書により、説明を端的に行うこと。また、プロジェクター等を使用し説明を行う場合は自らの責任で事業者が用意・準備すること。（スクリーンについては、本市で用意する。）
説明者	4名以内とする。
その他	開始時間等は、第一次審査結果通知の際に通知する。

② 評価基準

「選考採点基準」のとおり

10 結果通知及び公表

- ① 優先交渉権者名及び総合得点
- ② 全参加者の名称（辞退・失格等含む申し込み順）
- ③ 全提案者の名称（申し込み順）
- ④ 全提案者の総合得点（総合得点順）
- ⑤ 全提案者の採点項目ごとの各委員の点数（得点順とする。）
- ⑥ 優先交渉権者の選定理由
- ⑦ 選定委員会委員の氏名及び職名

※1 応募が2事業者の場合は、①②③⑥⑦のみ公表し、④⑤は公表しない。

※2 選定されなかった者の社会的地位及び競争上の地位に配慮するため、③と④、③と⑤の対応関係は明らかにしない。

11 留意事項

- ① 本プロポーザルに係る一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- ② 提案書に虚偽の内容がある場合は、契約を行わない。また、契約後に虚偽の事実を確認した場合は契約を解除することがある。その際に着手等により発生した費用について、市は負担しない。
- ③ 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 採用した提案書等の著作権は、本市に帰属する。ただし、不採用となった提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤ 提出された提案書等は、返却しないものとする。
- ⑥ 提出された提案書等は、必要な範囲において複製をすることがある。
- ⑦ 本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- ⑧ 審査結果等についての不服及び異議申し立ては一切認めない。
- ⑨ 企画提案書等については、和泉市情報公開条例（平成 10 年和泉市条例第 32 号）の規定に基づき、公開対象となる。なお、提案者における競争上の地位及び利害を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当すると考えられる部分については、予め文書により申し出ること。